

岩手県告示第451号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成21年5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成21年4月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 特定非営利活動法人ワークはちまんたい
  - (2) 代表者の氏名 工藤 喜代美
  - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県八幡平市
- 3 定款に記載された目的 この法人は、知的障がい者の生活支援及び職業遂行能力の育成支援に関する事業を行い、知的障がい者とその家族の将来の生活不安の軽減を図るとともに、周辺住民の知的障がい者に対する正しい認識の醸成を図り、知的障がい者が暮らしやすい環境の確立に寄与することを目的とする。